

第5章 安全で快適な生活が 送れるまち



大船駅西口ペDESTリアンデッキ

将来都市像

古都としての
風格を保ちながら、
生きる喜びと新しい魅力を
創造するまち

将来目標① 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

将来目標② 歴史を継承し、文化を創造するまち

将来目標③ 都市環境を保全・創造するまち

将来目標④ 健やかで心豊かに暮らせるまち

将来目標⑤ 活力ある暮らしやすいまち

将来目標 ⑤
第5章
安全で快適な生活が送れるまち

分野

施策の方針

(1) 防災・安全

- ① 地震対策・風水害対策の充実
- ② 危機管理対策
- ③ 消防機能の整備・充実
- ④ 防犯活動の充実・強化

(2) 市街地整備

- ① 市街地整備の推進

(3) 総合交通

- ① 道路・交通体系の検討
- ② 交通安全意識の高揚
- ③ 駐輪対策の推進
- ④ 公共共通期間の輸送力の向上と利用の促進

(4) 道路整備

- ① 道路・橋りょうの整備・維持管理

(5) 住宅・住環境

- ① 鎌倉らしい住まいづくり

(6) 下水道・河川

- ① 下水道の整備・管理
- ② 水辺環境の整備・創出・管理
- ③ 下水道資源の有効利用

施策の方針 ①

地震対策・風水害対策の充実

～自然災害対策が講じられ、安心して暮らせるまちをめざします～

施策を取り巻く状況

現状

開発等による中高層建築物の増加など、都市形態の変容に伴い災害も複雑多様化しています。一方、歴史的遺産をもつ古都として、また、風光明媚な海岸線等を有する観光地として、年間を通じて外国人を含む多くの観光客があり、これら観光客や文化財を災害から守る取組も進めています。

東海地震や南関東地震の発生が懸念されるほか、首都圏直下型地震については、とりわけ都市機能がマヒするなど甚大な被害に発展することが予想されています。

地震・津波や台風などの自然災害をはじめ、国内外を問わず発生する社会的災害への対策も講じています。

災害に強いまちづくりに向け、新耐震基準^{*1}以前に建築された戸建住宅等の安全性の確認が求められ、確保に努めています。

東日本大震災をきっかけに、津波対策、情報伝達体制の充実、観光者帰宅困難者対策などさまざまな課題が明らかになっています。

地震被害想定が高くなったことに伴い、災害に対する備えを充実する必要が生じています。

災害に対する市民の意識が高まっているため、スピード感を持った対応が求められています。

本市はその地形的特色から、建物の背後のがけや急傾斜地等、住民の日常生活を脅かすおそれのある危険な箇所が数多くあります。

洪水ハザードマップ^{*2}で予測されている浸水地域を中心に、雨水貯留施設の整備など排水対策を進めています。

局地的豪雨が多発している一方で、山の管理がされずに住宅地そばまで大木が成長しているケースがあり、土砂災害は増加しやすい傾向にあります。また、土砂災害ハザードマップを配布したことで、土砂災害への市民の関心が高まっています。

課題

- 地震・津波の避難対策
- 情報伝達体制の充実
- 帰宅困難者対策
- 災害時要援護者対策
- 戸建住宅等の耐震化の推進
- 緊急輸送路^{*3}沿道及び不特定多数の利用に供される特定建築物やマンション等の耐震化の推進
- がけや急傾斜地の崩壊防止工事及び防災工事の推進
- 所有者不明の山林のがけ崩れや管理されない樹木の倒木等の多発
- 浸水対策の推進

※1 [新耐震基準] …地震に対して安全に設計するため、建築基準法で「耐震基準」が定められている。「新耐震設計基準」は、昭和53(1978)年の宮城県沖地震を機に強化され、昭和56(1981)年6月から適用されているもの。阪神・淡路大震災では、倒壊・半壊した家屋は、昭和56(1981)年5月以前の古い耐震基準のものが大半を占めており、新耐震設計基準の家屋では、被害が少なかった。

目標とすべきまちの姿

耐震化など災害に強いまちづくりが進み、災害時の情報伝達体制も十分に生まれ、市民が避難経路などを十分に理解し、大地震が生じた場合にも、すぐに安全な場所へ避難できるようになっています。また、避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞をきたさないよう、機能が確保されています。

帰宅困難者に対するものを含めて、十分な避難所や災害物資が確保されています。

また、災害時要援護者に対する共助などを含めて、自主防災組織を中心とした、市民同士の助け合いが行われます。また、被災した場合には、災害支援協定を結んでいる他市からの支援があり、市民はこれらの支援を受け、より安心して災害対応できる状況となっています。

さらに、台風や集中豪雨などの風水害が発生した場合でも、がけ・急傾斜地に対する防災工事が適切に行われており、市民の生命・財産は安心して守られている状況となっています。

主な取組

① 総合的な防災体制の強化

総合的な防災体制の強化を図るため、市民はもとより、観光客も視野に入れ、避難所(ミニ防災拠点)をはじめとした防災施設・設備の充実整備を図るとともに、食糧、飲料水等の備蓄を進めます。

② 地域の防災意識の醸成

- (1) 減災対策の推進を図るため、市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という基本的理念にそって、自主防災組織の育成強化に努めます。
- (2) 災害情報の収集、伝達など日頃から市民、事業者、防災関係機関、医療機関との連携及び協力体制の整備を図ります。

③ 地震・津波の避難対策

- (1) 避難路の整備により、避難体制の安全性確保に努めます。
- (2) 震災時の避難経路や避難方法について、講習会や避難訓練を通じて市民に周知します。
- (3) 新たな避難所の指定について、施設管理者と調整を行います。

④ 情報伝達体制の充実

防災行政用無線を災害情報提供の柱としつつ、並行してさまざまな補完対策を講じることにより、情報伝達体制の充実を図ります。

⑤ 災害に強い安全な住環境の確保

- (1) 災害に強いまちづくりを推進するため、民間住宅に対する耐震診断を促進するための相談窓口の充実や診断料の補助を行うほか、既存マンションの適正な管理及び円滑な建て替えが図れるよう誘導、支援を行います。
- (2) 緊急輸送路沿道や不特定多数の利用に供される特定建築物の耐震化対策、落下物・ブロック塀対策などを推進します。

次ページに続く

※2 [ハザードマップ]…災害予測図(または緊急避難地図)ともいわれ、ある特定の災害(例えば水害、火山災害、原子力災害)に対して将来予想される災害の種類、規模、範囲などの危険地域を想定し、避難場所や避難路の確保など災害の軽減のための諸対策を記入した地図のこと。

※3 [緊急輸送路]…災害時における緊急輸送の確保に必要な道路。神奈川県では、地震など災害時に緊急輸送を円滑かつ確実に確保するために必要な道路として、あらかじめ、337路線の緊急輸送路を指定している。

⑥ 災害時要援護者対策

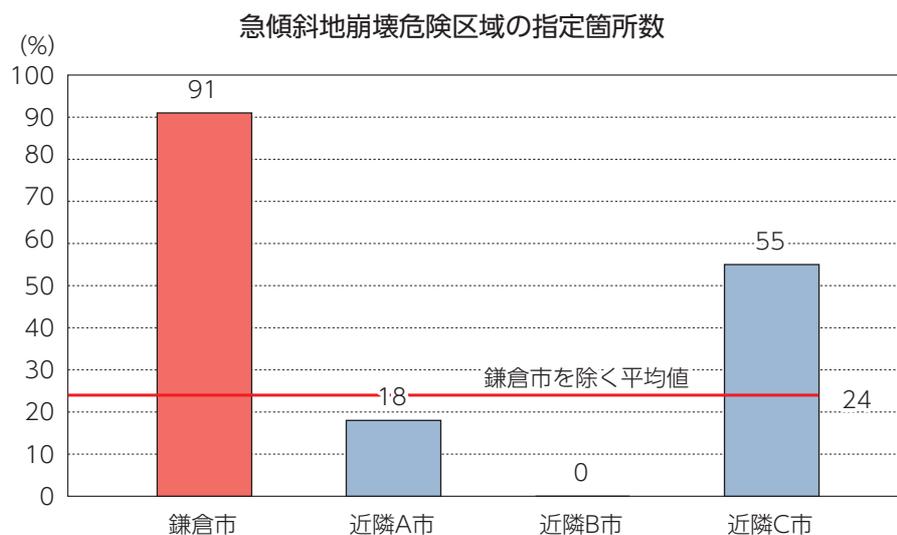
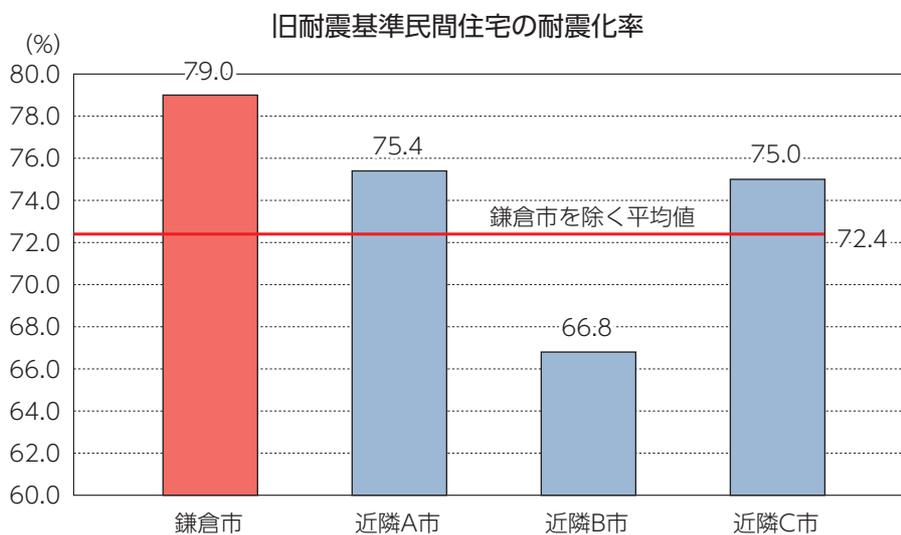
国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」をもとに、個人情報に配慮しつつ災害時要援護者の情報を市内で共有・把握するとともに、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制を整備します。

⑦ がけ・急傾斜地対策の推進

- (1) がけ・急傾斜地については防災工事の施工に関し、国・県へ働きかけるなど達成率の向上を図ります。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域^{※6}指定の促進や既存宅地等防災工事資金助成を通じて、予防対策の推進を図ります。
- (3) 市民の防災工事資金助成制度の利用促進を図ります。

⑧ 浸水対策の推進

市内の浸水箇所の解消を図るため、浸水対策を進めます。

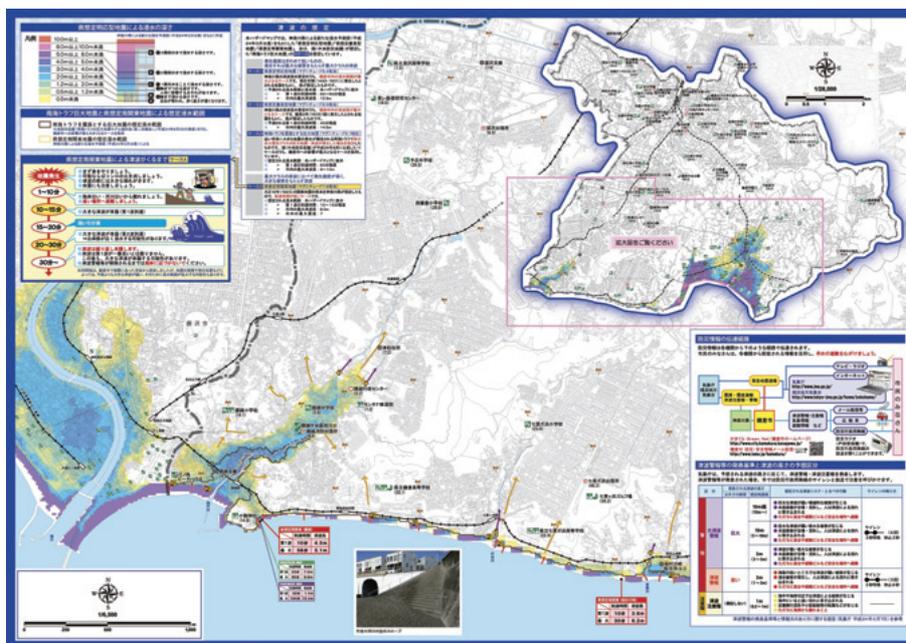
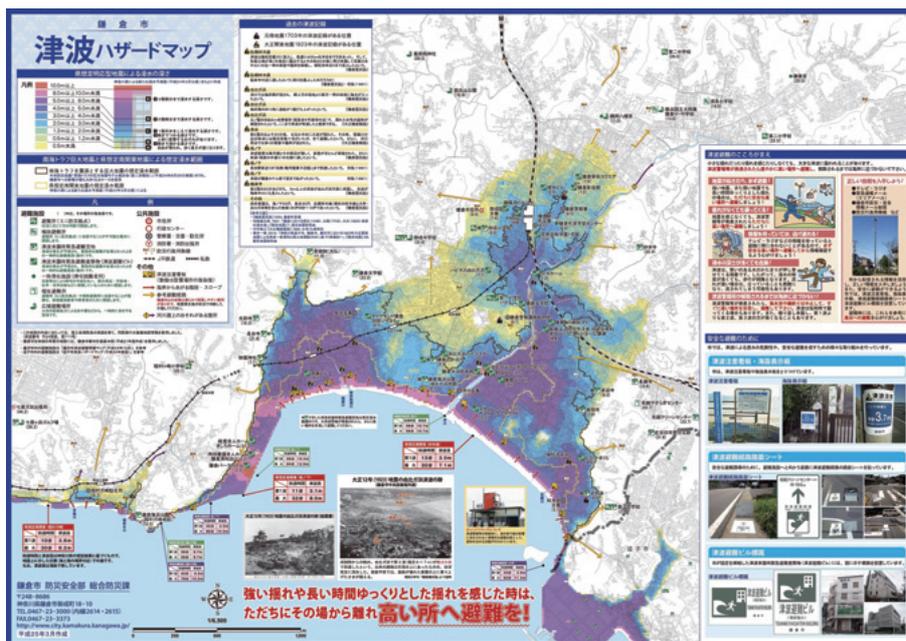


この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市地域防災計画

鎌倉市耐震改修促進計画

※6 「急傾斜地崩壊危険区域」…区域指定の条件は、傾斜角30度以上、高さが5m以上で、急傾斜地の崩壊による危害が生じる恐れのある家が5戸以上。地元住民・土地所有者等の総意で知事に陳情することによって指定される。急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、人命保護を目的として、神奈川県が土地所有者に代わって防災工事を行うことができる。



津波ハザードマップ (上) 東部用、(下) 西部用

危機管理対策

～あらゆる危機事象に備えた対策が講じられ、安心して暮らせるまちをめざします～

施策を取り巻く状況

現状

近年、国内外で地震や風水害などの自然災害に加えて、市民の安全安心を脅かすさまざまな事態が発生しています。

緊急事態発生時の情報は、全国瞬時警報システム (J-ALERT)^{※1}により、市民等へ伝達される体制がとられています。

鎌倉市危機管理対処方針では、武力攻撃事態等や事件等の緊急事態への対応についての基本方針を定めています。

新たな感染症や環境汚染などの緊急事態の発生が懸念されています。

鎌倉市国民保護計画では、武力攻撃事態やテロ行為などの発生時における対応を定めています。

課題

- 武力攻撃事態やテロ行為の発生時における市民等への的確な情報提供と避難誘導
- 国際情勢の変化に伴う、武力攻撃事態やテロ行為などの発生を想定した対策
- 新たな感染症や環境汚染などの緊急事態への備え
- 災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組

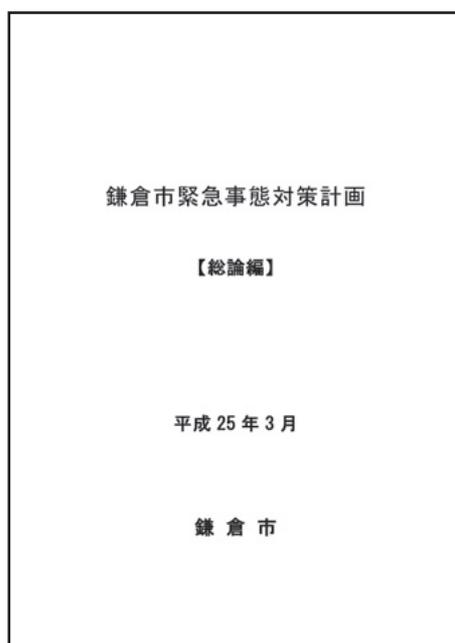
目標とすべきまちの姿

武力攻撃事態やテロなどあらゆる危機事象を想定した体制が整備されており、市民の生命・財産は安心して守られている状況になっています。

主な取組

① 危機管理対策の推進

- (1) 市民や観光客の生命、身体及び財産の安全を確保するため、国、県、近隣自治体、その他の関係機関と相互に連携・協力し、危機管理に係る対策を総合的に推進します。
- (2) 関係法令に基づく計画や危機管理対処方針に基づく各種計画に掲げる施策を効果的に推進するため、執行体制の整備と必要な資機材等の確保を図ります。
- (3) 職員及び市民の危機意識を醸成するため、危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを企画、立案し、積極的に取り組みます。



鎌倉市緊急事態対策計画

この施策を具体的に推進する個別計画

消防機能の整備・充実

～消防・救急・救助体制が充実し、市民が安心して暮らせるまちをめざします～

施策を取り巻く状況

現状

災害時の防災拠点となる消防施設の老朽化が進んでいます。

通信の高度化に対応した消防救急無線のデジタル化を進めています。

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、火災防ぎょ訓練・研修の充実や救急・救助体制の強化、さらに市民の自主的防災意識の高揚、訓練に努めています。

高齢社会が進行するなかで、高齢者を火災から守るため住宅防火対策を推進しています。

課題

- 防災拠点となる消防施設の整備充実
- 情報通信機能の高度化の推進
- 救急・救助体制の充実・強化
- 住宅防火対策の推進及び防火意識の高揚

目標とすべきまちの姿

消防施設は老朽化耐震対策が実施され安定的に火災等への対応がなされています。消防救急無線はデジタル化が図られ、緊急時にも適切な情報通信が可能となっています。

市民の防火・防災意識は高く、すべての一般住宅には住宅用火災警報器が設置され、災害時の避難誘導等の減災体制は消防団、自主防災組織などとの連携が効果的に行われています。

主な取組

① 消防施設の整備・機能充実

災害時の防災拠点となる消防庁舎・消防団器具置場などの消防施設や設備の充実を図るとともに、消防の組織、機能の総合的な整備を図ります。

② 情報通信機能の高度化の推進

情報通信機能の高度化を推進するため、消防救急無線のデジタル化を図るとともに、消防緊急情報システムの充実・強化に取り組みます。

③ 救急・救助体制の充実強化

- (1) 複雑、多様化する救急及び救助活動に対応するため、救急知識と救助技術の向上を図り、医療機関と連携した救急・救助体制の充実強化に取り組みます。
- (2) 市民に対し、応急手当の普及啓発活動を積極的に行います。
- (3) あらゆる災害から市民の生命財産を守るため、消防職員の高度な消防技術の維持向上をめざします。

④ 火災予防対策の推進

- (1) 火災による死傷者及び被害の減少を図るため、一般住宅への住宅用火災警報器の普及啓発を推進し、住宅防火対策を進めます。
- (2) 高齢者福祉施設など、災害弱者が利用している事業所への立入検査を強化します。
- (3) 自主防災組織などにおける消火・避難訓練を通じて防火意識の高揚を図るとともに、消防団が各地域において防火意識の高揚の担い手となるよう、消防団活動の充実を図ります。



消防訓練

防犯活動の充実・強化

～犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちをめざします～

施策を取り巻く状況

現状

近年の都市化や社会環境の変化等から、地域コミュニティの機能や人々の規範意識等が低下し、犯罪の抑止効果が薄れてきています。

市内の刑法犯認知件数は、平成15(2003)年度をピークに減少を続けています。平成23(2011)年における人口1,000人あたりの刑法犯認知件数は約5.4件と県内19市中最小値であるものの、自転車盗難等は依然として多く発生しています。

振込め詐欺等の高齢者を狙った犯罪は、依然として多く発生しています。

自治・町内会等が維持管理を行っている防犯灯は市内に約17,000灯あり、防犯の視点から照度アップなどが行われてきましたが、省エネルギーの視点による対応も始まっています。

課題

- 市民一人ひとりの防犯意識の高揚
- 地域コミュニティの活性化、地域防犯力の向上
- 防犯に適したまちづくりの推進
- 自主防犯活動の体制整備
- 省電力型防犯灯への転換

目標とすべきまちの姿

市民の防犯意識は高く、積極的な地域防犯が図られています。地域防犯力の向上により、刑法犯認知件数は、引き続き減少傾向にあり、現在と同じく県内で最少の状況を保っています。また、犯罪が発生しにくい市街地の環境づくり等が進み、安全で安心して暮らすことができるまちづくりが推進されています。

主な取組

① 地域防犯力の向上

- (1) 一人ひとりが防犯に対する意識を持つよう、防犯の啓発に努めます。
- (2) 子どもの安全確保のため、地域全体で見守るなどの活動を推進します。
- (3) 地域におけるさまざまな取組に、より積極的なアプローチを行い、その支援に努めるほか、ソーシャルネットワーク等多様な媒体を活用した犯罪発生状況や防犯対策等に関する情報提供に努めます。

② 防犯に適したまちづくりの推進

犯罪のない市街地環境づくりをめざし、防犯の観点から、公共施設の管理や住環境づくりに努めるほか、自治・町内会等が行っている防犯灯の維持管理等への支援を継続します。また、社会情勢の変化や環境に配慮し、電力消費の少ない省電力型防犯灯への転換を促進します。

③ 自主防犯活動の体制整備

市民、本市、警察及び関係機関等が連携し、協力しながら、地域ぐるみの防犯活動を推進します。



市内施設での防犯訓練



地域の防犯パトロール

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン

市街地整備の推進

～まちづくりが計画的に進められていて、生活しやすい市街地を形成します～

施策を取り巻く状況

現状

少子高齢社会による人口構成の変化や、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する持続可能な市街地整備が求められています。

都市計画法、中心市街地活性化法の改正、都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)の施行など、まちづくりを取り巻く法制度等も変わっています。

都市計画法に基づく鎌倉市都市マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)を平成10(1998)年3月に策定し、同増補版を平成17(2005)年3月に策定することで、本市の都市整備の目標として望ましい将来都市像を明確にしています。

大規模な工場の撤退や縮小により、その跡地が共同住宅などに転換され、産業構造や都市基盤の整備に影響を与えています。

敷地の細分化や連鎖的な開発事業が行われることによる住環境への影響等が懸念されていましたが、まちづくり条例等の改正を行い、適正な土地利用の誘導を図っています。

高度地区^{*1}及び景観地区の指定により、一定のまち並み誘導を図っています。

東日本大震災により、都市空間の脆弱性への対応が求められています。

まちづくり条例等の改正により、土地利用の一定の誘導を図っていますが、社会状況等の変化による新たな課題として、市街化調整区域において保養所や屋敷等の売却に伴う大きな敷地を利用した開発が行われるなどにより、周辺の住環境に影響が出ています。

課題

- 社会経済情勢の変化に柔軟に対応する持続可能な市街地整備の実現
- 地域特性を生かした、暮らしやすく、にぎわいのあるまちの再生・創造
- 防災・減災への対応
- 規制・誘導策の検討
- 市民主体のまちづくりの推進

*1 「高度地区」…都市計画法第8条に規定する地域地区のうち、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。

目標とすべきまちの姿

利便性の向上やまちの活性化をはじめ、市民が安全安心に暮らせ、災害に強く、快適なまちづくりの実現を図るため、計画的な土地利用や市民参画によるまちづくりに取り組んでいます。

市民のまちづくり推進のニーズをくみ取り、満足度を高められるよう柔軟に対応する持続可能な土地利用等の計画を推進しています。

主な取組

① 都市マスタープランの推進

都市構造の主要な要素である市街地構造・土地利用、緑、交通、防災、拠点・ゾーン(拠点を結ぶ将来の都市構造上、重要な地区、新たな可能性のある地区)及び時代背景や震災復興を踏まえた将来都市像(都市マスタープラン)の実現に向け、関係機関との連携をはじめ、市民、事業者、NPO等と協働したまちづくりを推進します。

② めざすべき土地利用の実現

- (1) まちづくり条例等に基づき、民間開発事業に対し適正な土地利用の誘導を図ります。一定規模以上の土地利用に対しては、さらなる事前調整の仕組みの見直しや内容の充実を図り、周辺の住環境や景観等に調和した計画へと誘導を図ります。
- (2) 工業系用途地域内については、現状の工業系土地利用を維持・継承できるよう、規制誘導を図ります。
- (3) 周辺の住環境や景観と調和しない建築物を抑制するため、地域の特性にあった都市計画制度等の活用を検討します。

③ 鎌倉駅周辺地区の都市整備

- (1) 鎌倉駅周辺地区では、豊かな歴史的遺産と良好な自然環境を生かし、市民・来訪者が快適に共存できる、風格と活力ある古都鎌倉の玄関口の再生・創造をします。
- (2) 鎌倉駅西口周辺地区では、駅前広場等の整備の実現に努めます。

④ 大船駅周辺地区の都市整備

- (1) 大船駅周辺地区では、「大船駅周辺地区都市づくり基本構想」に基づいて、市民・事業者・大学・NPO等と協働して、大船駅直近、大東橋周辺、鎌倉芸術館周辺、南部の各地区において、都市基盤施設や都市環境の整備を推進します。
- (2) 東口駅前では、道路施設、商業施設などの都市機能の強化と都市防災機能の向上を図るため、大船駅東口市街地再開発事業を進めます。
- (3) 西口駅前では、横浜・鎌倉両市一体整備計画(案)の廃止を含めた取り扱いについて、県、横浜市と協議を進めます。

⑤ 深沢地域国鉄跡地周辺の都市整備

深沢地域国鉄跡地周辺では、鎌倉駅周辺、大船駅周辺と並ぶ第三の新しい拠点の創造をめざし、少子高齢社会への対応をはじめとした多様な都市機能の導入を図りながら、都市拠点の実現に努めます。

次ページに続く

⑥ 既成市街地での都市整備の推進

腰越駅周辺、玉縄地域、北鎌倉駅周辺については、地域の課題を整理しながら、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりに取り組みます。

⑦ 市民・事業者・NPO等との協働によるまちづくりの推進

- (1) 市民が自ら行動し、主役となるまちづくりの推進を図るため、市民の自主的なまちづくり活動への支援を行います。
- (2) 市民参画のもと、まちづくり関連条例やまちづくりに関する基本計画等を見直すとともに、それらを実現するための方策と推進体制の検討を行います。
- (3) 市民等との協働により、地域の個性や特色を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、都市計画の提案制度などを積極的に活用し、地区計画の指定等を図ります。



大船駅東口交通広場

この施策を具体的に推進する個別計画

- 鎌倉市都市マスタープラン
- 深沢地域の新しいまちづくり基本計画
- 古都中心市街地まちづくり構想
- 鎌倉駅西口周辺まちづくり基本計画
- 大船駅周辺地区都市づくり基本構想(大船駅周辺地域総合整備構想)
- 大船駅南部地区のまちづくり基本方針
- 鎌倉芸術館周辺地区のまちづくり基本方針
- (仮称)大東橋周辺地区まちづくり基本構想(案)
- 大船駅東口第2地区基本計画(案)



大船駅東口エレベーター



大船駅西口ペデストリアンデッキ

道路・交通体系の検討

～快適で安全な交通体系を確保します～

施策を取り巻く状況

現状

季節を問わず多くの観光客が訪れ、特に土・日・休日は著しく交通渋滞が生じている一方、本市の重要な施策の一つに、自然的歴史的環境の保全があることから、都市の骨格をなす幹線道路のうち、新たな都市計画道路等の整備は進んでいないのが実情です。本市には、39路線の都市計画道路がありますが、整備率は平成24(2012)年度末現在で約33%となっており、この都市計画道路を含む幹線道路の整備に関して、将来の社会動向予測を踏まえたうえで、見直しを図ることが求められています。

鎌倉地域特有の都市構造ゆえに、自然的歴史的環境の保全と道路整備(ハード施策)の両立が難しいことから、鎌倉地域の交通環境の改善を目的に、交通需要マネジメント施策であるパーク&ライド、鎌倉フリー環境手形^{*1}等を実施しています。しかし、休日には依然として慢性的な交通渋滞が発生していることから、「鎌倉市交通計画検討委員会」を設置し、鎌倉地域の交通環境の改善に向けた検討を行っています。

幹線道路の混雑やカーナビゲーションの普及により、生活道路が抜け道となり市民の安全性や快適な生活が損なわれています。

課題

- 都市計画道路の見直し
- 交通環境の改善
- 歩行者を優先した交通体系の確立

目標とすべきまちの姿

地域の実情を考慮した都市計画道路の見直しが行われました。
自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策が進み、交通環境の改善が進んでいます。
地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系が構築されたことで、快適で安全な市民生活が確保されています。

主な取組

① 交通体系の検討

- (1) 都市計画道路については、都市拠点の整備事業や鎌倉市交通マスタープラン等との整合を図るとともに、都市防災も考慮した道路網について検討します。
- (2) 自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策を進めることにより、交通環境の改善をめざします。
- (3) 生活道路への通過車両進入を抑え、快適で安全な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系をめざします。



鎌倉市交通計画検討委員会の風景

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市交通マスタープラン

交通安全意識の高揚

～交通安全意識を高め、交通事故を減らします～

施策を取り巻く状況

現状

- 交通事故の発生件数は年々減少傾向にあります。
- 高齢社会の進行に伴い、交通事故による死傷者数全体に占める高齢者の割合が高くなっています。

近年、健康志向や環境への負荷が少ないことなどから、自転車の利用者が増えていますが、一方で、自転車利用者の交通ルール・マナーの違反が社会問題となっています。

課題

- 交通安全対策の推進
- 交通事故防止対策の推進(特に高齢者)
- 自転車利用者の交通ルール・マナーアップ教育の充実

目標とすべきまちの姿

交通安全意識の普及徹底などの取組を推進することで、交通安全対策の必要性を市民が認知し、市民の交通安全意識が高まっています。

関係機関、団体及び市民の協力により、交通事故の発生件数は年々減少しています。

また、自転車利用者の交通マナーが向上し、市民が安心して暮らせる快適なまちとなっています。

主な取組

① 交通安全意識の高揚

関係機関、団体との連携により、交通安全意識の普及徹底など、総合的、効果的な交通安全対策を推進し、交通事故件数を減らします。

② 交通事故防止運動

関係機関等と連携し、高齢者及び二輪車・自転車利用者への重点的な交通事故防止の取組を図ります。また、家庭、学校、職場、地域などでも交通安全教育を行います。

③ 自転車マナーアップ

小学生を対象とした自転車教室を実施し、運転技能及び交通安全意識の向上を図るとともに、保護者に対して、家庭での交通安全教育の徹底を呼びかけます。



小学生対象の自転車教室



新一年生の歩き方教室

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市交通安全計画

鎌倉市自転車安全総合推進計画

駐輪対策の推進

～快適で安心できる駐輪環境を整備します～

施策を取り巻く状況

現状

自転車等の放置防止対策の実施により、一部の地域では放置状況の抑制がみられます。

有料及び無料駐輪場(民間含む)が、JR鎌倉駅周辺に4箇所、大船駅周辺に10箇所、北鎌倉駅周辺に1箇所、湘南モノレール沿線に4箇所、江ノ電沿線に3箇所整備されています。

課題

- 駐輪場の整備
- 店舗等利用者の歩道等での一時駐輪に対する対策



鎌倉駅前の放置自転車撤去

目標とすべきまちの姿

必要な駐輪場が整備されていることにより、市民が自転車等を使って快適な移動を行っています。
放置自転車対策が強化されたことにより、歩行者が安心して歩ける空間が確保されています。

主な取組

① 駐輪対策の推進

- (1) 鎌倉駅及び大船駅周辺で、関係機関との調整により、恒久的な駐輪場整備を進めます。また、新たな自転車等放置禁止区域の設定にあたっては、地域の特性や今後の地域の市街地整備計画とも調整をとりながら進めます。
- (2) 店舗等利用者の歩道等への一時駐輪対策について、関係機関等との協力体制を検討します。



駐輪対策キャンペーン

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市交通マスタープラン

鎌倉市自転車安全総合推進計画

公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進

～公共交通機関の利便性向上により快適な交通環境を確保します～

施策を取り巻く状況

現状

本市は、JR横須賀線・東海道線・根岸線、江ノ島電鉄線、湘南モノレール線と鉄軌道に関しては充実しています。さらにJR湘南新宿ラインの運行に伴い、鉄道輸送力の増強が図られました。しかし、ピーク時の混雑により利便性が低下することがあります。

オムニバスタウン計画^{*1}によりバス路線が整備され、交通不便地域の解消が図られていますが、ミニバスも走行できない地域もあります。

バス路線は、鎌倉駅や大船駅を中心に住宅地を結んでおり充実していますが、土・日・休日の交通渋滞により、バスの定時運行の確保が難しくなっています。

バリアフリーを促進し、すべての人が自由に安心して利用できる施設整備等が求められています。

課題

- 公共交通機関利用の促進と利便性の向上
- 交通不便地域の解消
- 駅施設等のバリアフリー化

^{*1} 「オムニバスタウン計画」…警察庁、国土交通省が推奨する「オムニバスタウン構想」に基づくものであり、マイカーに比べて、人、まち、環境にやさしいバス交通を充実させることにより、自動車事故、渋滞等まちが抱える交通問題の解決を図ろうとする計画をいう。鎌倉市は、平成12(2000)年3月に全国で5番目の「オムニバスタウン」の指定を受けた。(オムニバス(omnibus)とは乗合バスの語源で、どのような用にも役立つという意味を持つ。オムニバスタウンとは、バスの有する多様(オムニ)な社会的意義(マイカーに比べて、人・まち・環境に優しい)が発揮されることによって快適な交通、生活の実現をめざすまちをいう。)

目標とすべきまちの姿

交通不便地域の解消やバスや駅のバリアフリー化が進められ、市民が快適に公共交通機関を利用するようになっていきます。

公共交通機関の利用が促進されることにより、生活道路の渋滞が緩和されています。

主な取組

① 公共交通機関利用への転換の促進

交通渋滞の緩和及び地球温暖化防止等の環境保全の面から、公共交通機関利用への転換を促進する施策を、関係機関と協力しながら進めます。

② 移動円滑化の推進に関する基本方針等の推進

ミニバスも走行できない地域の利便性の向上を図ります。

③ 駅等のバリアフリー化の推進

鎌倉市移動円滑化基本構想に基づき、公共交通事業者が実施する駅施設等の改善について支援します。



七里ヶ浜駅前のバスベイ

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市交通マスタープラン

施策の方針 ①

道路・橋りょうの整備・維持管理

～安全・快適な道路整備等に努めます～

施策を取り巻く状況

現状

市内の道路は、幅員が狭く、慢性的な交通渋滞や歩行者等の安全性が確保されていない状況です。また、全市的に歩道の整備率が低く、整備されている歩道も幅員が狭いため、人と自転車が混在して通行しており、安全性が損なわれています。

これらの生活道路は、舗装整備後、相当年数が経過していることから、経年劣化や交通環境の変化、気象状況等による舗装面のひび割れ、でこぼこなどが発生するとともに、ガス・水道等のインフラ整備に伴う舗装の打ち継ぎなどによる劣化箇所が多くなっています。

東日本大震災の発生から、緊急輸送路や緊急避難路の役割を果たす都市計画道路の早期整備の必要性が高まっています。

道路台帳のシステム化にいたっていないため、円滑な道路管理に支障をきたしています。

市内の橋りょうやトンネルは、整備後相当年数を経過していることから、安全性の確認が必要となっています。

課題

- 道路・橋りょう・トンネルの整備・維持修繕
- 歩行空間の確保
- 道路管理体制の構築

整備前



整備後



小町通りの電線地中化



岡本交差点の改良工事

目標とすべきまちの姿

道路の安全性・快適性を確保するため、効果的かつ効率的な道路の整備が進められているとともに、計画的な舗装の修繕が進められています。

また、適切な歩行空間が整備されることにより、だれもが安心して道路を利用できる環境となっています。災害が発生した際の緊急輸送路や緊急避難路が整備され、市民の安全が確保されています。

通行に支障となる不法占用物が排除され、適切な道路管理を行っています。

主な取組

① 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備にあたっては、景観・環境保全や市民意向を踏まえ、効果的かつ効率的な整備を進めます。

② 生活道路の整備

- (1) 歩行者や自転車、車両が安全に通行できるよう、狭あいな道路や線形が複雑な道路について、拡幅・改良を進めます。
- (2) 交通渋滞の解消や交通の利便性を図る補助幹線的な道路網の整備、交通安全施設の整備を進めます。
- (3) 子どもや高齢者、障害者などに配慮し、だれもが安心して歩ける道路の整備、歩行空間の確保、バリアフリー対策を進めます。また「歩く観光」に対応した歩行者等の交通環境の整備(歩道の整備)を進めます。
- (4) 国県道については、関係機関と十分な調整・協議を図り、整備の推進を要請します。

③ 橋りょうの整備

橋りょうについては、周辺環境・景観や安全性に配慮した整備を進めます。

④ トンネルの点検・管理

トンネルについては、安全性を確保するとともに、周辺環境や景観に配慮した適切な維持管理に努めます。

⑤ 道路の維持修繕

- (1) 道路の安全性・快適性を確保するため、舗装面の劣化や損傷のある道路について、補修・改良を行うとともに、計画的に舗装修繕工事を進めます。
- (2) 災害時等の応急体制を充実し、道路の維持管理に努めます。

⑥ 道路の管理(道路台帳、橋りょう台帳等の充実)

- (1) 通行の支障となる不法占用物件については、取り締りを強化し、適切な道路管理に努めます。
- (2) 道路台帳、橋りょう台帳等の充実を努めます。

鎌倉らしい住まいづくり

～ずっと住んでいたいと思われる住まいの環境づくりを進めます～

施策を取り巻く状況

現状

本市は、すぐれた歴史的自然的環境と良好な住宅地で構成されています。

本市の住宅は、戸建持家を中心に高い水準は維持しているものの、一部に老朽化がみられるほか、高齢社会の進行に伴うひとり暮らしの住宅や空き家が増加しています。また、敷地の細分化による小規模宅地の発生やマンション等への転換も多くみられます。

本市の人口は、年少人口と生産年齢人口に減少傾向が見込まれる一方、老年人口が引き続き増加することが予測されます。また、核家族化の進行による1世帯あたり人数の低下とともに、世帯数も減少傾向へ推移することが見込まれます。

課題

- 高齢者の増加や障害者に対応した住宅の供給
- 空き家住宅の増加
- 若年ファミリー層の定住促進
- 世帯分離による地域のつながりの希薄化
- 老朽化した住宅の居住性の向上
- 土地利用の変更に伴う住環境の変化

目標とすべきまちの姿

定住促進施策の推進により、多くの若年ファミリー層が転入し、また、高齢者が住み続けられる住宅が確保され、人口バランスの良い、活力のある地域社会が形成されています。

住宅・住環境の保全・創造に対する方向性に沿って、すぐれた歴史的自然的環境と良好な住宅地を維持したまち並みが広がっています。

主な取組

① 年齢構成バランスに配慮した住まいづくり

- (1) 高齢者の増加や障害者に応じた住宅供給を図ります。
- (2) 空き家を利活用する方法を検討するとともに、若年ファミリー層定住促進のための住宅施策を推進します。
- (3) 地域コミュニティの回復を図ることで、地域のつながりの活性化の促進を検討します。
- (4) 地域特性を生かした住宅・住環境の保全・創造の推進を図ります。



市営住宅 ベネッセレ湘南深沢



市営住宅 諏訪ヶ谷ハイツ

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市住宅マスタープラン

施策の方針 ①

下水道の整備・管理

～公共下水道の整備・管理を進めることで市民の生活環境を向上させます～

施策を取り巻く状況

現状

公共下水道の污水管整備は、事業認可区域^{※1}内で、概ね完了し、市全体の污水普及率(対処理可能人口)は平成23(2011)年度末で96.8%となっています。

公共下水道施設には、供用開始から数十年経過したものもあり、老朽化がみられることから、こうした箇所では改築・修繕を進めていくことで維持管理に努めています。

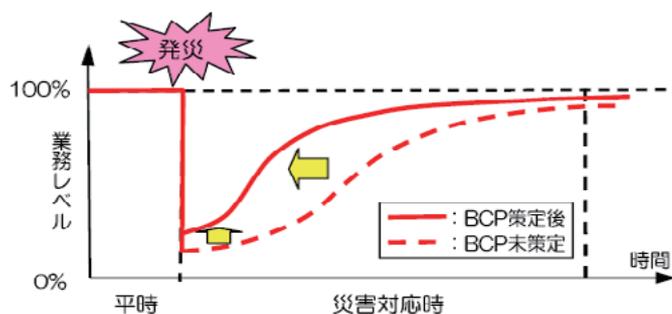
近年は局所的な集中豪雨の発生等、降雨の変化がみられ、浸水に対するリスクが高まっています。浸水被害の解消を図るため、雨水貯留施設^{※2}の設置や、浸透枳^{※3}等の普及が求められています。

災害時対策として、緊急輸送路等の重要路線にある管路施設の地震対策強化や、下水道BCP(業務継続計画)の策定が求められています。

課題

- 下水道の整備推進
- 浸水被害防止対策
- 下水道施設の維持管理(下水道施設長寿命化計画に基づく老朽化対策)
- 下水道施設の災害時の初動対策(下水道BCPの策定)、下水道総合地震対策計画に基づく地震対策及び津波対策

【下水道BCPの発災後の業務レベル回復概念図】



※1 「事業認可区域」…概ね5～7年以内を目標に下水道の整備を行う区域のことで、あらかじめ事業計画を定め、国・県の認可を受けた区域のこと。

※2 「雨水貯留施設」…都市化の進展に伴い、雨水の浸透する面積が減り、短時間に多量の雨が流出するようになっているほか、局所的な集中豪雨も頻発している。このような大雨から都市の浸水を防ぎ、人々の安全を守るため、大雨を一時的に貯留し、流出量を抑制するための施設。

※3 「浸透枳」…住宅地等に降った雨水を地面へと浸透させることのできる装置。雨水を資源として有効活用したり、地下水の涵養を目的として作られている。

目標とすべきまちの姿

公共下水道事業認可区域内の整備はほぼ完了しています。

整備された下水道の維持管理として、効率的かつ効果的な施設の改築・更新を進めています。また、災害時にも下水道処理が継続できる体制を確保しています。

豪雨等の自然災害が発生した場合でも、浸水の被害はなく、市民は安全な環境で生活しています。

主な取組

① 下水道の整備

公衆衛生の確保、水質汚濁防止にむけ、事業認可区域内の市街化区域での公共下水道の整備完了をめざすとともに、市街化調整区域内の整備推進を図ります。

② 下水道処理人口普及率の向上

下水道処理の普及促進を図るため、市民へのPRをさらに進めます。また、整備にあたっては、接続に積極的な地域を優先して行います。

③ 浸水対策の推進

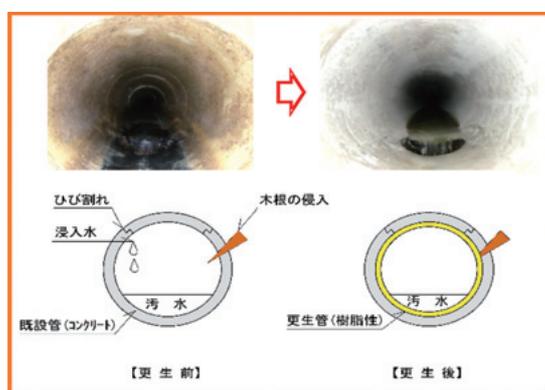
雨水貯留施設の整備を進めるとともに、市民の協力を得て、雨水浸透施設の普及を図り、雨水の地下浸透を促進させるなど、雨水流出抑制を図ります。

④ 下水道施設の維持管理

公共下水道の老朽化の進行状況や管渠^{※4}が埋設されている道路の重要度等を加味し、効率的な改築・修繕を図ります。

⑤ 下水道施設の災害対策

- (1) 現在策定されている暫定版下水道BCPの見直しを図り、内容を高めた下水道BCPを策定します。
- (2) 下水道総合地震対策計画に基づき、耐震化の推進を図ります。
- (3) 津波による被害の軽減策を検討し、対応を図ります。



下水道管渠の老朽化対策【管更生イメージ図】



山崎浄化センター

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市下水道マスタープラン

鎌倉市下水道中期ビジョン

鎌倉市下水道総合浸水対策計画

※4 「管渠」…丸いパイプやく形の水路を含めて、水を流すための水路施設のこと。

水辺環境の整備・創出・管理

～良好な水辺環境を実現します～

施策を取り巻く状況

現状

河川施設の老朽化がみられる箇所では改築・修繕を進めていくことで維持管理に努めています。

景観や生態系に配慮した親水性のある河川・水路環境が求められています。

近年は局所的な集中豪雨の発生等、降雨の変化が見られ、浸水に対するリスクが高まっています。

課題

- 河川の維持管理
- 河川の整備推進
- 河川への津波遡上^{※1}対策
- 超過降雨^{※2}への対策
- 親水性^{※3}のある水辺環境の創出

※1 「津波遡上(対策)」…河川を遡上した津波のこと。

※2 「超過降雨」…下水道が対象としてきた計画降雨を上回る強い降雨のこと。

※3 「親水(性)」…河川などにおいて、水辺に簡単に近づけたり水に触れられるなど、水に親しむことができること。

目標とすべきまちの姿

局所的な集中豪雨等が生じて、河川は氾濫することなく市民は安全に生活しています。また、河川津波遡上対策により、津波被害がほとんど発生しない状況となっています。

水辺には動植物が生息し、市民の憩いの場となっており、景観にも配慮した観光都市にふさわしい水辺環境となっています。

主な取組

① 河川の維持管理

河川施設の老朽化の進行状況等を把握し、効率的な改築・修繕を図ります。

② 河川・水路の整備

(1) 県の河川整備事業と連携を図りながら、護岸整備と流下能力の向上を図ります。

(2) 河川への津波遡上については、国や県において技術的見地からの対応が検討されており、この検証結果を踏まえたうえで、県とも協議調整を行いながら、検討します。

③ 浸水対策の推進

鎌倉市公共下水道(雨水)の計画降雨量に対する整備とあわせて、超過降雨に対する対応を検討します。

④ 水辺環境の創出

河川等の親水環境の整備に努めます。その際には、景観や生態系に十分配慮するとともに、地元等の意見を取りいれて進めます。



滑川

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市下水道マスタープラン

鎌倉市下水道中期ビジョン

下水道資源の有効利用

～下水道資源の有効利用を進めます～

施策を取り巻く状況

現状

終末処理場^{※1}から発生する処理水や汚泥は、再生資源としてさまざまな利用の可能性を有していますが、処理水の一部再利用と、汚泥のセメント原料化にとどまっており、限定した利用となっています。

貴重な都市空間として、終末処理場などの下水道施設上部の多目的利用が求められています。

課題

- 下水道資源の有効利用
- 下水道施設の活用

目標とすべきまちの姿

終末処理場で発生した処理水や汚泥の資源化が効率的に実施されており、より効率的な下水道事業を進めています。

また、終末処理場等の建物上部の未活用スペースは市民により多目的に利用されており福利厚生にも役立てられています。

主な取組

① 下水道資源の有効利用

- (1) 下水汚泥等の資源の有効利用を検討し、市としての方針決定を行います。
- (2) 未利用資源の利活用により、エネルギーの自立化及び維持管理費の軽減を図ります。

② 下水道施設の活用

終末処理場などの下水道施設上部の市民利用の実施に向け、検討します。

【下水道終末処理場における未利用資源の種類】

					
小水力	熱利用	バイオマス	燃料化	風力	太陽光
下水・処理水	排熱	下水汚泥		下水道施設空間	

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市下水道マスタープラン 鎌倉市下水道中期ビジョン